

静岡県告示第727号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき指定した鳥獣保護区について、次のように区域表示を変更する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

1 東海自然歩道北遠鳥獣保護区（昭和50年10月31日 静岡県告示第892号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区引佐町鶯ノ巢山を起点として、同所から愛知県堺を東進し愛知県、旧佐久間町及び旧天竜市との境界線に至り、同所から旧佐久間町と旧天竜市との境界線を東進し坂野峠に至り、同所から市道坂野線を東進し林道ヤシロ沢線を経て県道天竜東栄線に至り、同所から同線を北東に進み大地野隧道入口に至り、同所から林道トトン沢線を東進及び北進し林道箒木線に至り、同所から同線を東進し、旧竜山村との境界線に至り、同所から同線に沿って東進し、春野に至り、同所から経路に沿って南西に進み春野下地先に至り、同所から県道横山熊線を西進し、市道峯熊平線との交点に至り、同所から同市道を南進し県道熊小松天竜川停車場線との交点に至り、同所から同県道を南西に進み市道峯神沢線を経て旧引佐町境に至り、同所から市道西平川宇連線を西進し市道川宇連岡保線、県道渋川鳳来線を経て愛知県境に至り、同所から同県境に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域

2 県立森林公園鳥獣保護区（昭和46年10月26日 静岡県告示第699号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区大字四大地8の6番地を起点とし、県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西に進み、市道六本松都田平線との交点大字四大地8の1番に至り、同地点から同線に沿って南西に進み、主要地方道浜北三ヶ日線との交点大字四大地262番地に至り、同地点から同線に沿って南東に進み、市道山上下の前3号線との交点大字宮口288の1番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道高根下大沢線との交点大字尾野高根山下2710番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、国道362号との交点大字尾野高根山下2582の1番地に至り、同地点から同線に沿って北東に進み、市道大岩涼ノ御所線との交点大字根堅1988の4番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、市道接待推ヶ脇神社線との交点大字根堅4134番地に至り、同地点から同線に沿って北進し、大字根堅2608番地に至り、同地点から独立行政法人国立病院機構天竜病院に通ずる道路に沿って西進し、県有林境に接する地点に至り、同地点から同境に沿って西進し、更に南西に進み林道尾野線との交点大字尾野2902番地に至り、同地点から林道尾野線に沿って北西に進み、起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 細江湖周辺鳥獣保護区（昭和45年10月20日 静岡県告示第749号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区細江町伊目、県道細江舞阪線と県道引佐館山寺線との交点を起点として、県道細江舞阪線を南進し旧浜松市と旧細江町との境界線まで至り、同境界線を細江湖岸まで西進し、同地点を左折して湖岸を進み東名浜名湖橋以東の細江湖一円（都田川河口以西までの内水面）をたどり、唐崎半島を迂回し、県道引佐館山寺線の最北端より同線をたどり起点に至る区域

4 猪鼻湖鳥獣保護区（昭和62年10月23日 静岡県告示第1017号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区三ヶ日町津々崎地内の国道362号と天竜浜名湖鉄道の交点を起点とし、天竜浜名湖鉄道に沿って西進し、大谷川に至り、大谷川河口から猪鼻湖岸に沿って南下し、大崎地内新瀬戸橋に至り、新瀬戸橋を西進し、国道301号と市道瀬戸公園線の交点に至り、同地点から市道瀬戸公園線を北上し、再び国道301号の交点に至り、同地点から国道301号を北上し、国道362号の交点に至り、同地点から国道362号を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

5 浜北北西部鳥獣保護区（平成14年10月29日 静岡県告示第902号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区四大地10番3を起点とし、都田川に沿って旧浜松市境を北進し、堀谷堂橋に至り、同地点から市道大平堀谷線を東進し、県道熊小松天竜川停車場線に至り、同地点から同線を南東進し、主要地方道浜北三ヶ日線との交点に至る。同地点から同線に沿って北西進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を西進し、旧浜松市境との交点に至る。同地点から旧浜松市境を北西進し、起点に至る一円の区域

6 変更年月日

令和6年1月1日

=====

静岡県告示第728号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき指定した特定猟具（銃）使用禁止区域について、次のように区域表示を変更する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

1 三方原特定猟具（銃）使用禁止区域（平成27年10月30日 静岡県告示第821号）

(1) 区域（区域表示の変更）

国道152号と県道磐田細江線との交点を起点として、県道磐田細江線に沿って北西進し、県道金指停車場和地線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、旧浜松市との境に至る。同境に沿って北進し、浜松市浜名区都田町の市道谷上一色線との交点に至り、同地点から同線を東進し、県道横尾根洗線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、国道362号との交点に至る。同地点から同線を北西進し、市道須部灰の木線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道都田14号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、都田川右岸堤防との交点に至り、同地点から同堤防を北進し、市道須部滝沢線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道都田281号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、旧浜北市との境に至る。同境を南東進し、市道宮口川山線との交点に至り、同地点から同線を東進し、主要地方道浜北三ヶ日線との交点に至る。同地点から同線を南東進し、市道高根大屋敷線との交点に至り、同地点から同線を北東進し、市道尾野森林公園線に至り、同地点から同線を南進し、国道362

号との交点に至り、同地点から同線を西進し、市道新原土取線との交点に至る。同地点から同線を南進し、市道新原恩光寺線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道姥ヶ谷北部線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口119号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口姥ヶ谷線との交点に至る。同地点から同線を東進し、市道内野宮口線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道平口72号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、国道152号との交点に至り、同地点から同線を南進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域

2 三ヶ日町大崎特定猟具（銃）使用禁止区域（平成27年10月30日 静岡県告示第821号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市浜名区三ヶ日町津々崎地内大谷川河口を起点として、天竜浜名湖鉄道線に沿って東進し、同線佐久米駅に至り、同地点から浜名湖岸に沿って南西に進み、大崎瀬戸に至り、同地点から猪鼻湖東岸に沿って北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

3 渡ヶ島特定猟具（銃）使用禁止区域（平成27年10月30日 静岡県告示第821号）

(1) 区域（区域表示の変更）

三方原用水導水幹線と市道天竜長石線との交点を起点とし、同所から同導水幹線を南進し、浜松カントリークラブゴルフ場用地との交点に至り、同所から同用地の北東端に沿って南東進し、浜松市天竜区渡ヶ島と浜名区根堅の境界直前の道路に至り、同所から同道路に沿って南西進しさらに県道熊小松天竜川停車場線に沿って南西進及び北西進し、市道天竜長石線との交点に至り、同所から同市道に沿って北進し起点に至る線により囲まれた区域

4 庄内半島東特定猟具（銃）使用禁止区域（令和5年10月31日 静岡県告示第640号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市中央区協和町地内の県道村櫛三方原線と市道協和40号線との交点を起点とし、同地点から県道村櫛三方原線を北進し、市道協和26号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道協和35号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道協和36号線との交点に至り、同地点から同線を南西に進み、市道協和33号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて東進し、市道協和41号線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道協和30号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道白洲85号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、さらに続けて市道白洲43号線を東進し、市道白洲39号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲庄内線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道白洲20号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道平松舘山寺線との交点に至り、同地点から同線を北西に進み、市道平松44号線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、市道呉松平松線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を北東に進み、主要地方道舘山寺鹿谷線との交点に至り、同地点から同線を東進し、市道和田52号線との交点に至り、同地点から同線を南進し、弁天橋に至り、同地点から花川右岸を西進し、浜名湖（庄内湖）湖岸に至り、同地点から浜名湖（庄内湖）湖岸に沿って北進し、さらに続けて西進し、さらに続けて南進し、さらに続けて西進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

5 庄内半島西特定猟具（銃）使用禁止区域（令和5年10月31日 静岡県告示第640号）

(1) 区域

浜松市中央区舘山寺町地内の県道舘山寺弁天島線と主要地方道舘山寺鹿谷線との交点を起点とし、同地点から主要地方道舘山寺鹿谷線を東進し、県道舘山寺弁天島線（旧有料道路）との交点に至り、同地点から同線を南進し、浜松市中央区村櫛町地内の県道村櫛三方原線との交点に至り、同地点から同線を南進し、県道舘山寺弁天島線との交点に至り、同地点から同線を南進し、市道村櫛238号線との交点に至り、同地点から浜名湖湖岸に沿って北進し、市道舘山寺50号線との交点に至り、同地点から同線を東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

6 佐浜古人見湖岸特定猟具（銃）使用禁止区域（令和4年10月28日 静岡県告示第715号）

(1) 区域（区域表示の変更）

市道佐浜72号線と市道佐浜大人見線との交点を起点として、同地点から市道佐浜大人見線に沿って南東に進み、主要地方道細江舞阪線との交点に至り、同地点から浜名湖岸に沿って南西に進み、浜松市中央区古人見町3003番地先に至り、同地点から北東に進み、佐浜町3番地の12と佐浜町4835番地の1との交点に至り、同地点から市道佐浜72号線に沿って東進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

7 安間川特定猟具（銃）使用禁止区域（令和4年10月28日 静岡県告示第715号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市中央区飯田町地内の東海道新幹線南面と龍光飯田1号線との交点を起点とし、同地点から東海道新幹線南面に沿って東進し、県道二俣浜松線との交点に至り、同地点から同県道に沿って南進し、市道老間27号線との交点に至り、同地点から真西を見通した安間川右岸の金折2号線に渡り、同地点から同線に沿って北進し、下飯田8号線との交点に至り、同地点から同線に沿って北進し、市場橋に至り、同地点から安間川右岸堤防を北進し、飯田橋に至り、同地点から龍光飯田1号線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

8 変更年月日

令和6年1月1日

=====

静岡県告示第729号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項の規定に基づき指定した指定猟法禁止区域について、次のように区域表示を変更する。

令和5年12月22日

静岡県知事 川勝平太

1 天竜川下流域指定猟法禁止区域（平成16年10月29日 静岡県告示第1038号）

(1) 区域（区域表示の変更）

浜松市中央区白鳥町地内の東名高速道路と県道344号線（二俣浜松線）との交点を起点として、同地点から東名高速道路に沿って東進し、東名高速道路天竜川橋に沿って天竜川を渡り、県道343号線（上野部豊田竜洋線）との交点に至り、同地点から同線に沿って南進し、国道150号との交点に至り、同地

点から同線に沿って西進し、掛塚橋に沿って天竜川を渡り、県道344号線との交点に至り、同地点から同線を北進し、市道金折22号線に移行し、安間川銃猟禁止区域との接点に至り、同地点から真東を見通した安間川左岸における市道老間27号線と県道344号線との交点に渡り、同地点から県道344号線に沿って北進し、市道中野町国吉線との交点に至り、同地点を同線に沿って北進し、再び県道344号線との接点に至り、同地点から同線を北進し、起点に至る線で囲まれた一円の区域

2 変更年月日

令和6年1月1日